エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示（案）に対する意見公募

令和７年５月２日
経済産業省資源エネルギー庁ガス市場整備室

１．意見公募の趣旨・目的・背景

令和６年７月 29 日の電力・ガス事業基本政策小委ガス事業制度検討ワーキンググループで都市ガスのカーボンニュートラル化に向けた規制・制度の方向性を整理いたしました。

これを踏まえ、第７次エネルギー基本計画（令和７年２月 18 日閣議決定）においても、「２０３０年度において、供給量の１%相当の合成メタン又はバイオガスを導管に注入し、その他の手段と合わせてガスの５%をカーボンニュートラル化していくため、これらの導入目標をエネルギー供給構造高度化法の判断の基準等に位置付け、その導入コストのうち、ガスの一般的な調達費よりも割高になる部分は、ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備する観点から、託送料金原価に含めることができる仕組みを構築する」ことを明記いたしました。

こうした方針に基づき、今般、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の告示を改正いたします。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示（案）」

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
（２）窓口での配布
　　経済産業省資源エネルギー庁ガス市場整備室
　　（東京都千代田区霞が関　経済産業省別館３階）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和７年５月２日（金）～令和７年５月 31 日（土）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」
　　電子政府の総合窓口「e-Gov」(https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public)
　の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒１００－８９０１
東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省資源エネルギー庁ガス市場整備室　パブリックコメント担当　あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス：　bzl-gas-iken@meti.go.jp

（電子メールの件名を「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示（案）に対する意見」として下さい。）

※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省資源エネルギー庁ガス市場整備室　パブリックコメント担当　宛

「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示（案）」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［電子メールアドレス］	

［御意見］

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）